

河川愛護モニターの募集について ～北上川や鳴瀬川での河川愛護活動～

北上川下流河川事務所では、令和6年7月1日から1年間の予定で、管内各河川（北上川・旧北上川・江合川・新江合川・鳴瀬川・吉田川）において、河川観察や日常生活の範囲で知り得た河川に関する情報等を報告して頂く、河川愛護モニターを募集（委嘱）します。

1. 募集期間 令和6年5月16日（木）まで

詳しい募集要領については、別紙のとおりとなります。
応募資格等をよくご覧になったうえでご応募ください。

2. 北上川下流河川事務所の記者発表については、ホームページからご覧頂けます。

ホームページアドレス <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

（発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ）

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
石巻市蛇田字新下沼80 TEL 0225-95-0194（代表）

	いしい	たかのり
副 所 長	石井	貴範（内線 205）
	しもやま	たかし
占用調整課長	下山	孝志（内線 341）

国土交通省 河川愛護モニターの募集

国土交通省北上川下流河川事務所では、以下のとおり令和6年度河川愛護モニターを募集します。

1. 応募資格 以下の活動区間の沿川に在住している方で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある20歳以上の健康な人
2. 活動内容 ①日常生活の範囲内で知り得た河川に関する情報の提供
②河川に関する地域の要望を知ったときの河川管理者への連絡
③地域住民に対する河川愛護思想の普及啓発
④活動区間の河川を毎月1回以上観察して、気付いた点等の報告
⑤その他
3. 活動区間 6箇所（詳細は別添のとおり）
4. 募集人員 各1名（活動区間ごと）
※応募者多数の場合は、書類選考で決定します
5. 任 期 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで
6. 報 酬 月額4,500円程度
※3ヶ月毎に金融機関に振込
7. 応募方法 履歴書（写真貼付）を以下の応募先まで送付してください
※履歴書には「応募動機をなるべく詳しく明記」願います
8. 応募期限 令和6年5月16日（木）必着
9. 応募先 国土交通省 北上川下流河川事務所 占用調整課
住所 〒986-0861 石巻市蛇田字新下沼80
※問合せ先も同じです 電話0225-94-9851（直通）
10. その他 選考結果については、郵便にて通知します。
ご提出いただいた個人情報にはモニター選考時以外使用しません。

別 添 （活動区間）

① 涌谷出張所管内

旧北上川 右岸 石巻市…日和大橋から石井閘門まで

② 飯野川出張所管内

北上川 左岸 石巻市…新北上大橋から北上大堰まで

③ 米谷出張所管内

北上川 左岸 登米市…柳津大橋から二股橋まで

④ 鳴瀬出張所管内

鳴瀬川 左岸 東松島市…鳴瀬大橋から三陸道鳴瀬奥松島大橋まで
吉田川 右岸 同上

⑤ 鹿島台出張所管内

鳴瀬川 左岸 美里町…感恩橋（南郷側）から野田橋（小牛田側）まで

⑥ 大崎出張所管内

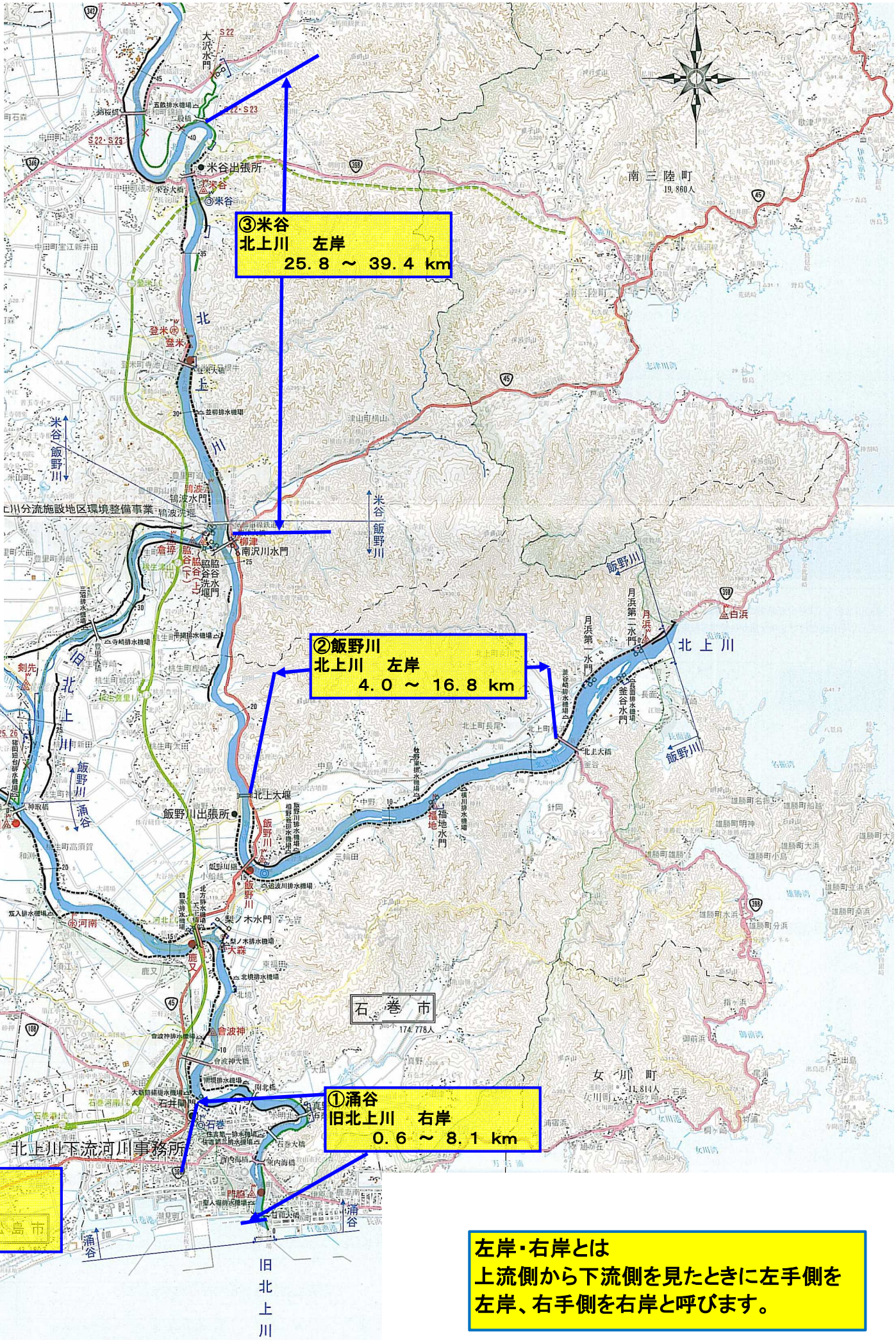
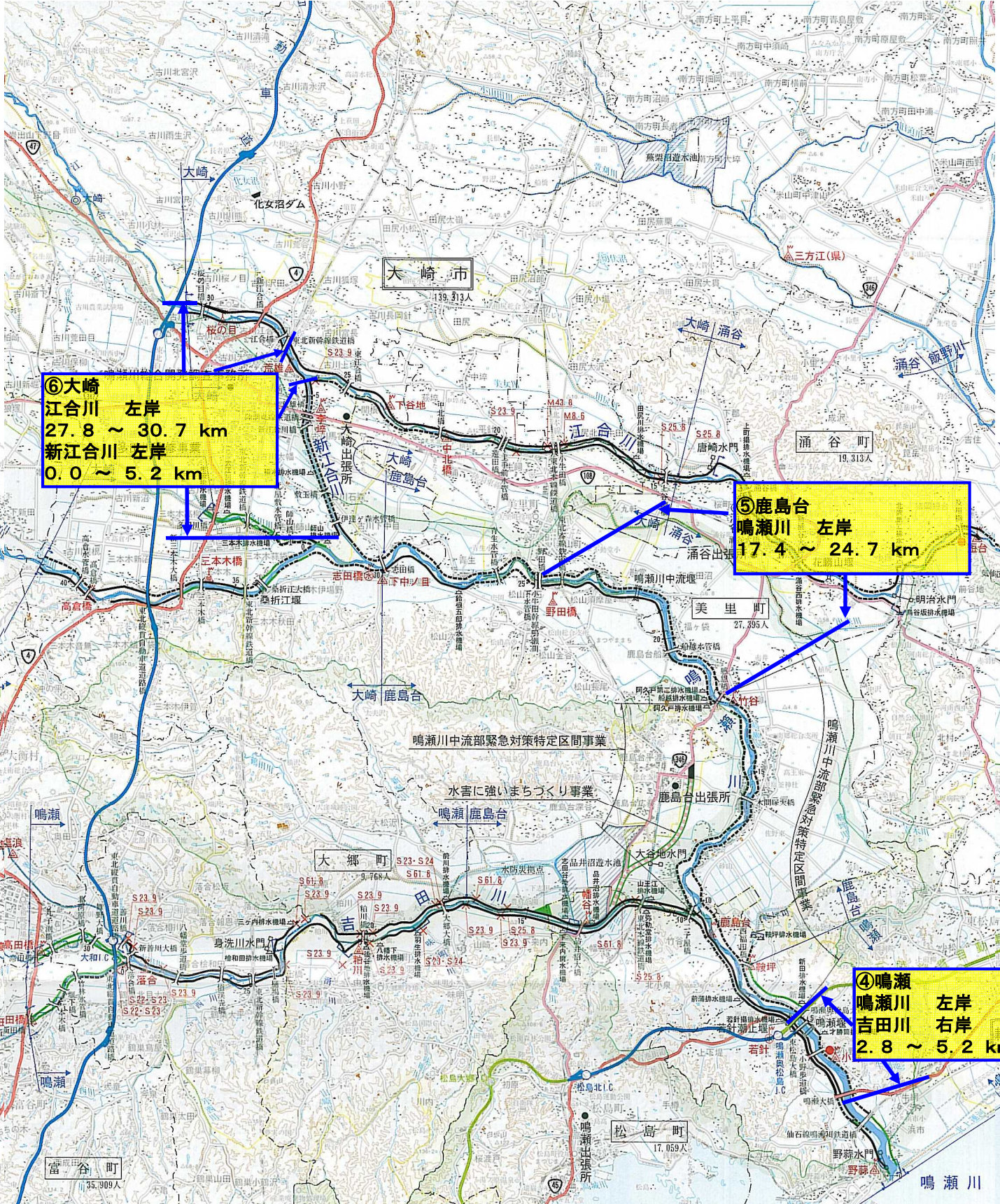
江合川 左岸 大崎市…江合橋上流から桜の目橋上流まで
新江合川 左岸 鳴瀬川合流点から江合川分派点まで

■活動区間は河川愛護モニター委嘱区間の図面と合わせてご覧ください

左岸・右岸とは

上流側から下流側を見たときに左手側を左岸、右手側を右岸と呼びます。

河川愛護モニタ一委嘱区間



左岸・右岸とは
上流側から下流側を見たときに左手側を
左岸、右手側を右岸と呼びます。